

第5部 快適環境の現況と対策

第1章 文化財

第1節 文化財の概況

本県は「ひむかの国」として古くから歴史に登場し、歴史的にも文化的にも多数の優れた遺産が残されています。これらの遺産は、県の歴史と文化を語るうえで欠くことができないものであり、また、環境保全の観点からも、歴史的・文化的雰囲気など、快適な環境へのニーズの高まりに応えるために重要なものとなっており、永く県民の財産として保護、保存に努めなければなりません。

指定された文化財は、法律や条例により、その現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為が規制されています。道路建設や宅地造成などの多種多様な開発事業の進む中でも、文化財は大切に守られています。しかし、非意図的に損傷を受けたり、自然災害などが起こることもあります。そのため県では、文化財保護指導委員にパトロールを委嘱し、情報の収集に努めています。また、市町村とも連携し、文化財の保護管理事業を進めています。

また、埋蔵文化財については、開発事業の調整を行い、発掘調査による記録保存等の措置を講じています。

一方、文化財保護法には文化財の活用という重要な視点があります。このことによって、国民の文化の向上に役立て、世界文化の進歩に貢献するという目的を持ちます。そのため、環境整備については、市町村、県、国を挙げて積極的に取り組んできました。我が国第1号の「風土記の丘」である特別史跡西都原古墳群の保存整備事業もその一つです。これは、文化庁が平成7年度から始めた「大規模遺跡総合整備事業（古代ロマン再生事業）」（平成9年度から「地方拠点史跡等総合整備事業（歴史ロマン再生事業）」として再編）に選定され実施しているもので、当初の平成7年度から11年度までの5か年計画（第1期整備）を、14年度まで延長して整備を進めています。平成8年度は、古代生活体験館の建設や13号墳の発掘調査を行いました。13号墳については、平成11年度埋葬施設が見学ができるよう整備を行いました。平成12年度には西都原古墳群遺構保存覆屋が完成し、平成14年度末完成予定の100号墳の保存処理、遊歩道・ポケットパークなどの整備も進めています。

なお、平成14年3月末現在の文化財の指定状況は、表5-1-1のとおりです。

表5-1-1 文化財等の指定状況

国指定文化財	件数
重要文化財	13
重要有形民俗文化財	3
重要無形民俗文化財	5
特別史跡	1
特別天然記念物	4
史跡	18
名勝天然記念物	1
名勝	3
天然記念物	41
重要伝統的建造物群保存地区(選定)	3
国登録文化財	10
計	102

(平成14年3月末現在)

県指定文化財	件数
有形文化財	45
無形民俗文化財	22
史跡	96
名勝	7
天然記念物	19
計	189

市町村指定文化財	件数
有形文化財	449
無形文化財	6
有形民俗文化財	5
無形民俗文化財	89
史跡	124
名勝	4
天然記念物	94
計	771

第2節 天然記念物

本県の天然記念物の数は、表5-1-1にあるように、国指定の特別天然記念物が4件、天然記念物が41件、県指定の天然記念物が19件、市町村指定の天然記念物が94件です。

天然記念物は、文化財の中で、特に環境の変化の影響を受けやすい分野です。水質の悪化は、水に命をゆだねる動植物の生存をおびやかします。むやみな森林の伐採は、周辺で生活する動植物に直接または間接に悪影響を及ぼします。また、豪雨時の濁流等により、周辺の地質鉱物への影響も計り知れません。

天然記念物に起こる障害は、自然災害によるものが一番多いのですが、人為的な影響も少なくありません。

天然記念物で最近懸念される問題に、アカウミガメの上陸回数の減少があります。かつては年間1,500頭近く上陸していたものが、最近は1,000頭以下に落ち込んでいます。これは、全国的にも同じような傾向です。原因としては、産卵地の環境の悪化等が考えられています。海浜の自然環境を守ることも課題の一つとなっています。

第3節 名勝

名勝とは、景観の優れた所であり、自然的なものと人工的なものがあります。自然的なものとしては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いものがその対象となり、具体的には、高千穂峡や尾鈴山の瀑布群等があげられます。人工的なものとしては、公園や庭園、橋梁や築堤で芸術的あるいは学術的に価値の高いものがその対象となり、具体的には、妙国寺庭園（日向市）や勝目氏庭園（日南市）等があげられます。

名勝は、周辺の景観と一体をなすものであり、周辺の景観が損なわれると著しくその価値が下がるので、周辺環境を含めた保存整備が望まれます。

第4節 史跡及び重要伝統的建造物群保存地区

史跡とは、歴史上重要な場所あるいは重要な施設をさします。具体的には、貝塚、古墳、城跡、社寺跡、旧宅等です。指定された文化財の中では古墳が圧倒的に多く、よく保存・整備されています。また、城跡については、指定されている数は少ないものの、相当数存在することが分かっており、現在各地で調査が進められています。

また、史跡とは別に、宿場町や城下町、農漁村等として歴史を持つ町や村において、往時の姿を広域にわたって残している地区があります。文化財保護法では、これらの生活圏を含めた地域を伝統的建造物群という文化財として定義しています。伝統的建造物群は、市町村が条例により決定しますが、国によって特に価値が高いものとして選定された地区を、重要伝統的建造物群保存地区といます。この重要伝統的建造物群保存地区は、県では、日向市の美々津（港町）、日南市の飢肥（城下町）、椎葉村の十根川（山村集落）の三地区です。

現在、道路交通網の整備や宅地開発、近代建築の波が押し寄せる中、埋蔵文化財や歴史的町並みの滅失が急速に進んでいます。なくした貴重な文化財は、二度と取り返すことはできません。近年、生活水準の向上や県民の意識の変化により、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的遺産などを相互に調和させた空間、すなわちアメニティが求められています。歴史的遺産を大切に保存するということは、県民の暮らしに精神的な豊かさをもたらすことにもつながります。